

特別養護老人ホームファミーユ 利用料金表（6月分～）

1割負担

令和6年6月より変更
単位：円

介護度	負担段階	介護サービス費	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	介護職員等処遇改善加算Ⅴ（Ⅼ3）	居住費	食費	合計	負担段階	介護度
1	第1段階	20,100 （1日 670）	1,380 （1日 46）	180 （1日 6）	330 （1日 11）	360 （1日 12）	40 （1ヶ月当たり）	1,411 （6.3％）	24,600 （820）	9,000（300）	57,401	※第1段階	1
	第2段階									11,700（390）	60,101	第2段階	
	第3段階（1）								39,300 （1,310）	19,500（650）	82,601	第3段階（1）	
	第3段階（2）									40,800（1,360）	103,901	第3段階（2）	
	第4段階								84,000（2,800）	43,350（1,445）	151,151	第4段階	
2	第1段階	22,200 （1日 740）	1,380 （1日 46）	180 （1日 6）	330 （1日 11）	360 （1日 12）	40 （1ヶ月当たり）	1,543 （6.3％）	24,600 （820）	9,000（300）	59,633	※第1段階	2
	第2段階									11,700（390）	62,333	第2段階	
	第3段階（1）								39,300 （1,310）	19,500（650）	84,833	第3段階（1）	
	第3段階（2）									40,800（1,360）	106,133	第3段階（2）	
	第4段階								84,000（2,800）	43,350（1,445）	153,383	第4段階	
3	第1段階	24,450 （1日 815）	1,380 （1日 46）	180 （1日 6）	330 （1日 11）	360 （1日 12）	40 （1ヶ月当たり）	1,685 （6.3％）	24,600 （820）	9,000（300）	62,025	※第1段階	3
	第2段階									11,700（390）	64,725	第2段階	
	第3段階（1）								39,300 （1,310）	19,500（650）	87,225	第3段階（1）	
	第3段階（2）									40,800（1,360）	108,525	第3段階（2）	
	第4段階								84,000（2,800）	43,350（1,445）	155,775	第4段階	
4	第1段階	26,580 （1日 886）	1,380 （1日 46）	180 （1日 6）	330 （1日 11）	360 （1日 12）	40 （1ヶ月当たり）	1,819 （6.3％）	24,600 （820）	9,000（300）	64,289	※第1段階	4
	第2段階									11,700（390）	66,989	第2段階	
	第3段階（1）								39,300 （1,310）	19,500（650）	89,489	第3段階（1）	
	第3段階（2）									40,800（1,360）	110,789	第3段階（2）	
	第4段階								84,000（2,800）	43,350（1,445）	158,039	第4段階	
5	第1段階	28,650 （1日 955）	1,380 （1日 46）	180 （1日 6）	330 （1日 11）	360 （1日 12）	40 （1ヶ月当たり）	1,949 （6.3％）	24,600 （820）	9,000（300）	66,489	※第1段階	5
	第2段階									11,700（390）	69,189	第2段階	
	第3段階（1）								39,300 （1,310）	19,500（650）	91,689	第3段階（1）	
	第3段階（2）									40,800（1,360）	112,989	第3段階（2）	
	第4段階								84,000（2,800）	43,350（1,445）	160,239	第4段階	

※1ヵ月30日で計算しています（ ）は1日当たりの金額

※第1段階はファミーユでは該当致しません。

利用者負担段階の認定の要件

		預貯金額	
利用者負担段階	対 象 者	単 身	夫 婦
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者※ファミーユは対象外です。		
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	650万円	1650万円
第3段階（1）	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	550万円	1550万円
第3段階（2）	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	500万円	1500万円
第4段階	市町村民税課税世帯の方は減免されません。（同居の家族が課税者である場合も同様）※配偶者が課税者の場合は住所を別としても対象となります。		

その他の加算（ご利用者ごとに算定要件は変わりますので、詳しくはお尋ね下さい）

加算項目	額(1日又は1ヶ月毎に)	
初期加算	30円	入所日から30日間の加算。1ヶ月を超える入院後の再入所の際も30日加算。
安全対策体制加算	20円	入所時に1回。外部の研修を受けた職員が安全対策を実施する体制の加算。
外泊時費用	246円	外泊や、入院された場合で施設に所在していない日であっても、外泊または、入院翌日から6日間はお部屋を介護保険により保管出来ます（月6日が限度）
口腔衛生管理加算	90円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合に加算します。
退所時栄養情報連携加算	70円	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算します。
排せつ支援加算	20円/月	排泄障害等の為、排泄に介護を要する方へ、支援計画に基づき支援した場合に加算します。
褥瘡マネジメント加算	13円/月	3か月に1回を限度に褥瘡発生を予防する為、計画的に管理を行った場合に加算します。
着取り介護加算		中重度、着取りへの対応を行った場合加算します。その場合、事前に、ご説明させていただきます。
個別機能訓練加算Ⅱ	200円/月	個別機能訓練の状況を、厚生労働省へ情報を提出し、サービスの品質管理を行った場合に加算します。